

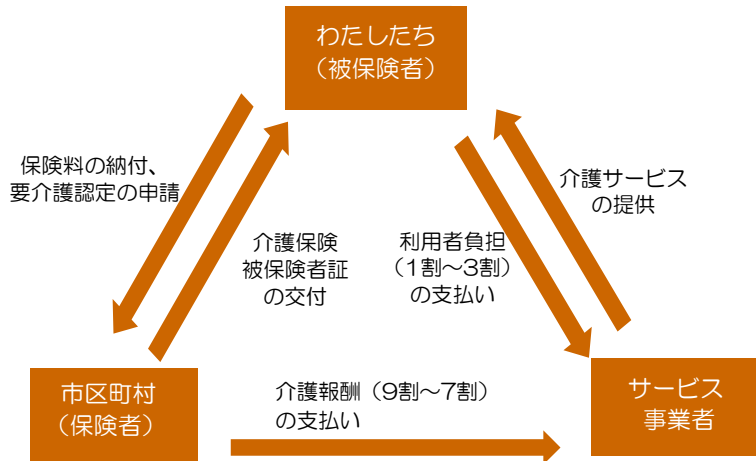
# 高齢者

## 介護保険

### 介護保険のしくみ

#### ▶介護福祉課介護保険係

介護保険は、40歳以上の皆さんが加入者（被保険者）となって保険料を納め、介護が必要になったときには、サービスを利用できる制度です。住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、社会全体で支えあうしくみです。



#### 地域包括支援センター

介護予防や地域の総合的な相談の拠点です（P35を参照）。

### 介護保険に加入する方

#### ▶介護福祉課介護保険係

##### 65歳以上の方→第1号被保険者

介護が必要と認定された場合に、介護サービスを利用できます。

被保険者証…65歳以上の皆さんに交付されます。

##### 40歳から64歳の方→第2号被保険者

（医療保険に加入している方が対象です。）

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要であると認定された場合、介護サービスを利用できます。

特定疾病には脳血管疾患等、16疾病が指定されています。

被保険者証…要支援・要介護の認定を受けた方や希望して交付の申請をした方に交付されます。

### 介護保険料について

#### ▶介護福祉課介護保険係

##### 65歳以上の方

介護サービスにかかる費用に応じて、保険料の基準額が決まります。その基準額をもとに所得に応じた段階別の保険料が決まります。保険料の納め方は、年金額によって2種類に分かれます。

##### ・年金が年額18万円以上の方

特別徴収 年金受給（年6回）の際に介護保険料があらかじめ差し引かれます。

##### ・年金が年額18万円未満の方

普通徴収 送付される納付書類に基づき、介護保険料を個別に納めます。（年8回）

年度途中で65歳になった方や、他の市区町村から転入してきた方などは、普通徴収による納付となります。その場合特別徴収の開始は翌年度以降となります。

#### 40歳から64歳の方

加入している医療保険の計算方法により保険料額が決められ、医療保険料と合わせて納めます。

##### ・国民健康保険に加入している方

保険料は所得などによって決められ、世帯ごとに世帯主が納めます。

##### ・職場の医療保険に加入している方

保険料は介護保険料率と給与・賞与に応じて決められ、医療保険料と合わせて徴収されます。

#### 保険料を納めないでいると、以下のような措置がとられます。

##### ・1年以上滞納すると

費用の全額をいったん利用者が負担し、申請により後で保険給付分（9割～7割）が支払われます。

##### ・1年6か月以上滞納すると

保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります（差し止めた分から滞納保険料を控除する場合があります。）。

##### ・2年以上滞納すると

利用者負担が3割～4割に引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

### 介護サービスの利用手順

#### ▶介護福祉課介護保険係

介護保険のサービスを利用するためには、介護が必要な状態（要介護または要支援状態）であると認定を受けることが必要です。

##### ①申請

本人または家族が、地域包括支援センターまたは市の担当窓口にて要介護認定の申請をします。本人または家族が申請に行けない場合には、成年後見人、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設などに申請を代行してもらうことができます。

##### ②認定調査

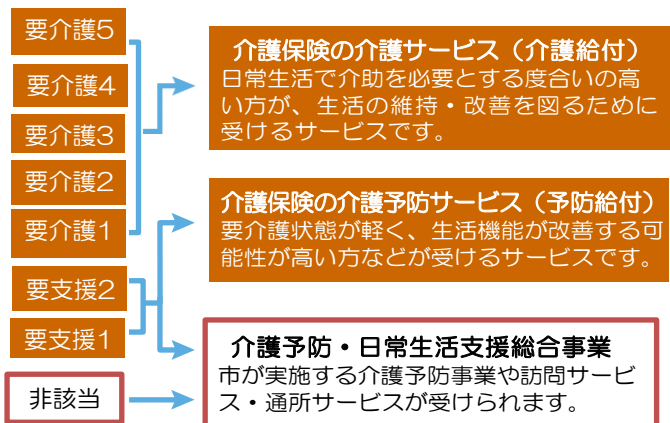
要介護認定調査員が訪問し、心身の状態などについて聞き取り調査を行います。また、主治医に意見書を作成してもらいます。

##### ③審査・判定

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに介護認定審査会が審査し、どの程度の介護が必要なのかを判定します。

##### ④認定・通知

必要な介護の度合いに応じて、8つの区分に分けて認定され、その結果が記載された認定結果通知書と被保険者証が届きます。



### ⑤介護サービス計画の作成

どのようなサービスをどのくらい利用するかを示す、介護サービス計画や介護予防サービス計画を作ります。

### ⑥サービスの利用

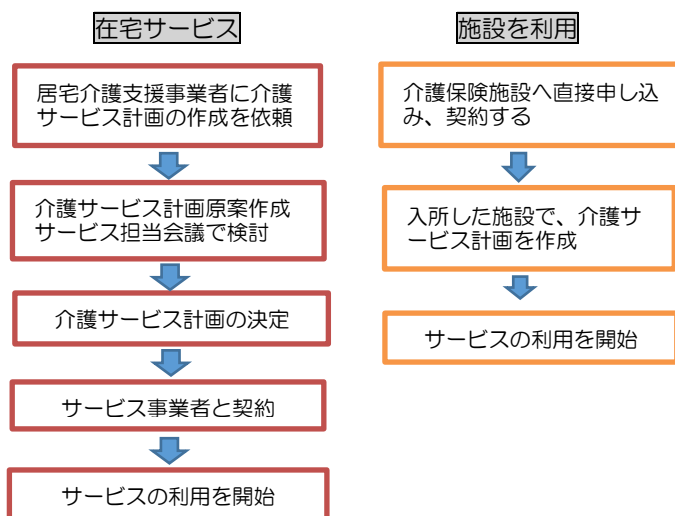
介護（介護予防）サービス計画に基づいてサービスを利用します。

## 要介護1～5の方は

### ▶介護福祉課介護保険係

要介護1～5の認定を受けた方は、認定結果をもとに居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員（ケアマネジャー）に介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。介護サービス計画に基づいたサービスを利用します。  
※介護サービス計画の作成には利用者負担はありません。

### 利用の流れ



### 利用できるサービス

#### 在宅サービス

- ・訪問介護（ホームヘルプ）
- ・訪問リハビリテーション
- ・居宅療養管理指導
- ・福祉用具貸与
- ・住宅改修費支給
- ・短期入所生活／療養介護（ショートステイ）
- ・特定施設入居者生活介護
- ・通所リハビリテーション（デイケア）
- ・居宅介護支援
- ・訪問入浴介護
- ・訪問看護
- ・通所介護（デイサービス）
- ・特定福祉用具販売

#### 地域密着型サービス

- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
  - ・認知症対応型通所介護
  - ・地域密着型通所介護
- ※原則として他の市町村の介護サービスは利用できません。

### 施設サービス

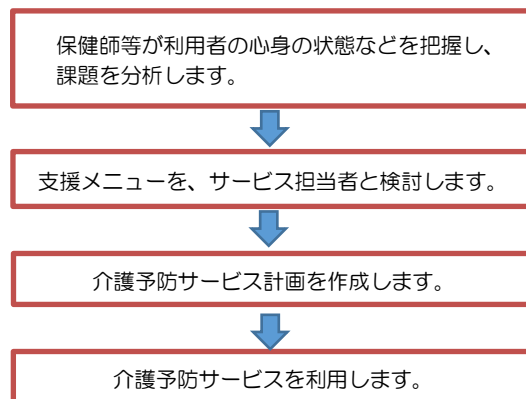
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- ・介護老人保健施設（老人保健施設）
- ・介護療養型医療施設（療養病床等）
- ・介護医療院

## 要支援1、2の方は

### ▶介護福祉課介護保険係

要支援1、2の認定を受けた方は、介護保険の介護予防サービスを利用することになります。このサービスは、地域包括支援センターで介護予防サービス計画を作成し、それに基づいて利用します。

※介護予防サービス計画の作成には利用者負担はありません。



（P35「地域包括支援センター」を参照）

## 介護サービスの利用料

### ▶介護福祉課介護保険係

#### 利用者負担について

介護サービスを利用したときの利用者負担は、平成30年8月から一定以上所得者がサービスを利用したときの利用者負担が1割～3割になっています。要介護状態区分に応じた上限（支給限度額）を超えてサービスを利用するときは、超えた分は全額自己負担となります。

#### 施設サービスを利用する場合

- ①施設サービス費の1割～3割
  - ②食費
  - ③居住費
  - ④日常生活費のそれぞれが利用者負担となります。
- ※短期入所サービスと通所サービスの食費、居住費も全額利用者負担となります。

#### 利用者負担額が高額になったときは

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額（月額）が、一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として支給されます。

#### 介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったときは

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担額が一定の限度額を超えたときは、申請により「高額医療合算介護サービス費」として支給されます。

## 介護保険相談

### ▶介護福祉課介護保険係

介護保険に係る利用者及び家族等からの各種相談に応じています。

相談日	毎週月・火・木・金曜日（祝日、年末年始を除く。） 午前9時～午後4時
場所	市役所1階 介護福祉課
相談員	介護保険相談員

## 介護保険料の納付は

### ▶収納課収納係

#### 1 第1号被保険者（65歳以上）

特別徴収	年金受給者（一定の金額以上の方で老齢年金、退職年金受給者）は、年金から天引きされます。
普通徴収	特別徴収以外の方は、納付書または口座振替によりご本人が納付します。

介護保険料（普通徴収）の納付は、次の金融機関の本店・支店等をご利用ください。（P14「取扱金融機関」・P14「コンビニエンスストア」を参照）

#### 2 第2号被保険者（40歳以上65歳未満）

医療保険料と合わせて納付します。

### ■介護保険料の納付は口座振替で

介護保険料の納付は、便利な口座振替をご利用ください。納期限ごとに金融機関の指定口座から引き落とされ、自動的に納付されます。

申込方法 (P14「市税の納付は口座振替で」を参照)

### ■納期後の納税は

(P15「納期後の納税は」を参照)

## 生きがいある暮らし

## 福生市シルバー人材センター

▶公益社団法人福生市シルバー人材センターTEL 553-3261  
「何らかの収入を得たい、社会に役立つ仕事をしたい」という高齢者の方たちのニーズに応えるため、これまでの経験、技能を生かし、能力、体力に合ったしごとを会員に紹介しています。

- ・家事援助等
- ・植木剪定や庭の除草等
- ・簡単な大工仕事
- ・賞状、感謝状等の毛筆筆耕
- ・チラシ配布
- ・障子、襖、網戸の張替え
- ・施設管理
- ・パソコン出張指導
- ・墓地清掃
- ・リフォーム(洋服のお直し)
- ・着付け
- ・見守り
- ・清掃
- ・その他

入会資格	市内在住の60歳以上の方
所在地	牛浜163 さくら会館内

## 老人福祉センター

福祉センター内にあります。（P57を参照）

利用日	月～金曜日（祝日、年末年始を除く。）
利用時間	午前9時～午後4時30分 （浴室は午前10時～午後4時）
対象者	市内在住の60歳以上の方

- ・高齢者の方々の各種相談、健康の増進、教養の向上、サークル活動等を行っています。
- ・ヘルストロン、マッサージ機、入浴等が利用できます。

## 福祉バス

### ▶介護福祉課高齢者支援係

福祉バスは、高齢者や障害者等の交通弱者の方々が、市内福祉施設等をより利用しやすくするために運行します。利用には、利用登録証が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

### ■利用対象者

市内在住で

- ①60歳以上の方
- ②心身障害者の方
- ③妊婦の方
- ④乳幼児・未就学児の方
- ⑤特別支援学級在籍児童・生徒の方

※これらの方の介助者・保護者の方も同乗できます。

## シルバーパス

### ▶(一社)東京バス協会案内窓口 TEL 03-5308-6950

70歳以上の方に都電、都営地下鉄、都バス、東京都内の民営バスに乗車できる乗車証（シルバーパス）を申請により交付します。

交付場所 シルバー人材センターまたはバス営業所

## 老人クラブ

### ▶介護福祉課高齢者支援係

おおむね60歳以上の会員組織団体です。市内には24のクラブが活動しています。最寄りのクラブにご加入ください。なお、各クラブに対して補助金を交付しています。

## 介護サポーター事業

### ▶介護福祉課高齢者支援係

市内の特別養護老人ホームや配食サービスでボランティア活動をするごとにポイントを付与し、そのポイント数に応じて年間最大5,000円の交付金を交付します。

対象者	65歳以上の高齢者で介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方
-----	---

## 地域包括支援センター

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどが中心となって、地域にあるさまざまな社会資源を活用し、高齢者の生活を総合的に支えていくため、高齢者の皆さんやその家族のさまざまな相談に応じています。

- ・総合相談
- ・虐待・権利擁護
- ・介護予防ケアマネジメント
- ・地域のケアマネジャーの支援

窓 口	所在地
地域包括支援センター加美	福生市加美平3-6-10 メゾン加美平103
地域包括支援センター武蔵野	福生市福生2269-4
地域包括支援センター熊川	福生市南田園2-13-1 福祉センター2階

## 高齢者のための在宅サービス

### 配食サービス

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供し、併せて利用者の安否の確認します。一部自己負担有

対象者	虚弱なおおむね 65 歳以上の単身世帯、高齢者のみの世帯
-----	------------------------------

### 生きがい活動支援デイサービス

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

在宅で比較的自立した生活ができる高齢者に対し、生きがい趣味活動・日常動作訓練等、利用者の希望や身体の状態にあったサービスを提供します。一部自己負担有

対象者	おおむね 65 歳以上の感染性疾患を有しない、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当しない方
利用施設	生きがい活動支援デ イービ ス田園（福祉センター内） 生きがい活動支援デ イービ ス加美（第 2 サンシャインピラ内） 生きがい活動支援デ イービ ス武蔵野（ヨコタホーム内）

### 生活支援ショートステイ

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

社会適応が困難な高齢者に対し、短期間の宿泊により、日常生活の指導や支援を行い、介護予防を行います。一部自己負担有

対象者	おおむね 65 歳以上の感染性疾患と入院加療を有しない、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」に該当しない方
利用時間	年 2 回で 1 回 7 日までとし、年間で 14 日以内
利用施設	特別養護老人ホーム第 2 サンシャインピラ 特別養護老人ホームヨコタホーム

## 訪問理美容サービス

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

心身の障害及び傷病等により、理髪店や美容院に行くことのできない高齢者の方が、在宅で理美容サービスを受けられます。一部自己負担有

対象者	おおむね 65 歳以上の在宅の方で介護認定の要介護 3、4、5 の認定を受けている方
-----	--

## 家族介護者教室

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

利用対象者に対し、介護方法や介護予防、介護者の健康づくり等についての知識や技能を習得していただくための教室を開催します。また、認知症の方と認知症の方を介護するご家族の方の集いの場として認知症カフェを開催します。

利用対象者	高齢者等を現に介護している家族や近隣の援助者、介護に携わる予定の方または認知症に関心がある方
-------	--

## 認知症高齢者位置情報探索機器貸与

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

認知症高齢者用に位置探索システム専用端末機を貸出し、家族から問い合わせがあった場合に、高齢者の現在地を特定し、家族に通報するサービスです。一部自己負担有

利用対象者	認知症により道に迷うことがある高齢者を介護している家族
-------	-----------------------------

## 自立支援日常生活用具給付

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」に該当せず、用具の給付が必要と認められる方に、シルバーカー等を給付します。一部自己負担有

## 自立支援住宅改修給付

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

居住する住宅の改修を行うことにより、行動範囲の拡大、転倒予防、介護の軽減を図ります。一部自己負担有

## 見守りキーホルダー・アイロンシール

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

登録番号や連絡先が入ったキーホルダーとアイロンシールを交付します。

対象者	高齢者等で外出に不安のある方、認知症の心配がある方
-----	---------------------------



## おむつ等助成

### ▶介護福祉課高齢者支援係

ねたきり等の高齢者の方におむつ等を助成します。

#### 対象者

65歳以上の高齢者で、寝たきりまたはそれに準ずる状態（認知症を含む。）が継続すると認められ、現におむつ等を必要とし、介護保険法に規定する要介護3以上の認定を受けている方

※生活保護を受けている世帯は、社会福祉課生活福祉係での対応となります。

## 高齢者居住支援特別対策事業

### ▶介護福祉課高齢者支援係

#### 対象者

市内に引き続き3年以上居住する65歳以上のひとり暮らしまたは高齢者世帯。その他要件があります。

#### 支給額

月額 5,000円

## 救急通報システム

### ▶介護福祉課高齢者支援係

ひとり暮らし等の高齢者が家庭内で緊急の事態に陥ったとき、無線発報器等を用いて東京消防庁や、民間の受信センターに通報することにより、高齢者の安全を確保します。

一部自己負担有

#### 対象者

おおむね65歳以上の単身世帯等で、慢性疾患があるなど、常時注意を要する方

## 火災通報システム

### ▶介護福祉課高齢者支援係

ひとり暮らし等の高齢者宅の火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を給付または貸与します。一部自己負担有

#### 対象者

おおむね65歳以上の単身世帯等で、慢性疾患があるなど、常時注意を要する方で、心身機能の低下に伴い、防火の配慮が必要な方

## 救急医療情報キット配布事業

### ▶介護福祉課高齢者支援係

救急車を呼ぶような緊急事態に備え、医療情報を記入した用紙を保管する容器を65歳以上の方（身体障害者手帳等をお持ちの方も含む。）を対象に希望する申請者に配布します。費用は無料です。

## 家具転倒防止装置設置

### ▶介護福祉課高齢者支援係

介護保険証の要介護状態区分等が「要介護」「要支援」「事業対象者」に該当する方等へ、常時居住する家屋の家具に家具転倒防止装置を取り付けます。

取り付ける個数は、1家具につき1組として、1世帯あたり設置数量は3個以内とします。

## 敬老事業

### 敬老金

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

高齢者に対し、敬老金を贈呈し、敬老と長寿をお祝いします。

100歳

30,000円

### 敬老記念品

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

高齢者に対し敬老記念品を贈呈し、敬老と長寿をお祝いします。

88歳

10,000円

77歳

5,000円

## 老人ホーム

### 各種老人ホーム

#### ▶介護福祉課

##### ■特別養護老人ホーム

原則65歳以上で、身体上、精神上著しい障害があるため常時介護が必要で在宅介護が困難な要介護3以上の方が対象です。

##### ■養護老人ホーム

65歳以上で、環境上及び経済上の理由により自宅で養護を受けることが困難な方が対象です。

##### ■軽費老人ホーム

身寄りがないか、事情によって家族と同居できない比較的收入の少ない60歳以上の方が対象です（寝たきりの方は入所できません。）。)

##### ■有料老人ホーム

諸要件は、それぞれの老人ホームによって異なりますが、費用については全額自己負担となっています。

### 高齢者住宅

#### ▶介護福祉課高齢者支援係

##### ▶まちづくり計画課住宅グループ

自立して生活ができるひとり暮らし、高齢者のみの世帯または居宅において介護を受けながら生活ができる高齢者を対象とした住宅で、日常生活の相談相手となってもらえる生活協力員が常駐しています。

#### 対象

単身世帯…65歳以上のひとり暮らしの方  
2人世帯用…65歳以上の高齢者のみの世帯  
(配偶者の場合は57歳以上でも可)